

改 正 後		改 正 前	
<p>（目的） 第1条 （略）</p> <p>（定義） 第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p>		<p>（目的） 第1条 この規格は、生産情報公表牛肉の生産の方法についての基準等を定めることを目的とする。</p> <p>（定義） 第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p>	
用 語	定 義	用 語	定 義
生産情報	<p>牛肉の生産に係る次に掲げる情報をいう。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 管理者（牛の所有者その他牛を管理する者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称、住所及び連絡先並びにその管理の開始の年月日（<u>認証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理者をいう。以下同じ。</u>）の情報を公表する場合にあっては、当該<u>認証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに管理者の氏名又は名称及び住所並びに管理の開始の年月日</u>）</p> <p>(4)～(9) （略）</p>	<p>生産情報</p> <p>牛肉の生産に係る次に掲げる情報をいう。</p> <p>(1) 出生の年月日</p> <p>(2) 雌雄の別</p> <p>(3) 管理者（牛の所有者その他牛を管理する者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称、住所及び連絡先並びにその管理の開始の年月日（<u>認定生産行程管理者（農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号）第14条第2項又は同法第19条の3第2項の規定による認定を受けた生産行程管理者又は外国生産行程管理者をいう。以下同じ。</u>）の情報を公表する場合にあっては、当該<u>認定生産行程管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに管理者の氏名又は名称及び住所並びに管理の開始の年月日</u>）</p> <p>(4) 牛の飼養のための施設の所在地及び当該飼養施設における飼養の開始の年月日</p> <p>(5) とさつの年月日</p> <p>(6) 牛の種別</p> <p>(7) と畜者の氏名又は名称及び連絡先並びに当該牛がとさつされたと畜場の名称及び所在地</p> <p>(8) 管理者が給餌した飼料の名称</p> <p>(9) 管理者が使用した動物用医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される第49条第1項の規定により農林水産大臣が指定する医薬品並びに同法第83条の4第1項又は第83条の5第1項の規定により使用者が遵守すべき基準が定められた医薬品に限る。以下同じ。）の薬効別分類及び名称</p>	
生産情報公表牛肉	（略）	生産情報公表牛肉	生産情報公表特定牛肉及び生産情報公表輸入牛肉をいう。
生産情報公表特定牛肉	（略）	生産情報公表特定牛肉	特定牛肉（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）第2条第3項に規定する特定牛肉をいう。以下同じ。）のうち、次条及び第4条の規格に適合するものをいう。

生産情報公表輸入 牛肉	(略)	生産情報公表輸入 牛肉	特定牛肉以外の牛肉のうち、第5条及び第6条の規格に適合するものをいう。
2～4 (略)		<p>2 前項の表生産情報の項(6)の牛の種別は、次に掲げるとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 黒毛和種 (2) 褐毛和種 (3) 日本短角種 (4) 無角和種 (5) (1)に掲げる種と(2)に掲げる種との交雑により生じた種（この種と(1)又は(2)に掲げる種との交雑により生じた種を含む。） (6) 和牛間交雑種 (7) 肉専用種 (8) ホルスタイン種 (9) ジャージー種 (10) 乳用種 (11) 交雑種 <p>3 前項(6)に規定する「和牛間交雑種」とは、同項(1)から(4)までに掲げる種間の交雑により生じた種（この種と同項(1)から(5)までに掲げる種との交雑により生じた種を含み、同項(5)に掲げる種を除く。）をいい、同項(7)に規定する「肉専用種」とは、牛肉の生産を目的として飼養される牛であって親の牛が同項(8)から(10)までに掲げる種の牛でないものの種（同項(1)から(6)まで及び同項(11)に掲げる種を除く。）をいい、同項(10)に規定する「乳用種」とは、その雌牛が専ら搾乳を目的として飼養される牛の種（同項(8)及び(9)に掲げる種を除く。）をいい、同項(11)に規定する「交雑種」とは、同項(1)から(7)までに掲げる種と同項(8)から(10)までに掲げる種との交雑により生じた種（この種と同項(8)から(10)までに掲げる種との交雑により生じた種を含む。）をいう。</p> <p>4 第1項の表生産情報の項(9)の薬効別分類は、次に掲げるとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 麻酔剤 (2) 催眠鎮静剤 (3) 解熱鎮痛消炎剤 (4) 鎮痙剤 (5) 自律神経剤 (6) 強心剤 (7) 鎮咳きよ痰剤 (8) 利尿剤 (9) (6)から(8)までに掲げる薬剤以外の循環器官系用剤、呼吸器官系用剤及び泌尿器官系用剤 (10) 整胃腸剤（止瀉、吸着、消泡剤を含む。） (11) ホルモン剤 (12) 子宮収縮剤 (13) 肝臓疾患用剤及び解毒剤 (14) サルファ剤 (15) 合成抗菌剤 	

- (16) 抗原虫剤
- (17) 抗生物質製剤
- (18) 内寄生虫駆除剤
- (19) (14)から(18)までに掲げる薬剤以外の病原微生物及び寄生性皮膚疾患用剤
- (20) ワクチン
- (21) 抗血清
- (22) (20)及び(21)に掲げる薬剤以外の生物学的製剤
- (23) (1)から(22)までに掲げる薬剤以外のその他の薬剤

(生産情報公表特定牛肉の規格)

第3条 生産情報公表特定牛肉の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。

事 項	基 準
生産情報の記録及び保管	生産情報のうち、次に掲げるものを正確に記録し、かつ、その記録を保管していること。ただし、認定生産行程管理者が外注管理（生産行程の管理の一部を外部の者に委託して行わせていることをいう。）をしていない肉用子牛の生産者から家畜市場を通じて購入した肉用子牛のうち、当該生産者が給餌した飼料の名称並びに使用した動物用医薬品の薬効別分類及び名称が記録され、かつ、保管されているものにあつては、(1)及び(2)の生産情報を有するものとみなす。 (1) 管理者が給餌した飼料の名称 (2) 管理者が使用した動物用医薬品の薬効別分類及び名称 (3) 外国で出生した牛に係る牛肉にあつては、出生の年月日 (4) 外国で出生した牛に係る牛肉にあつては、出生から当該牛が輸入されるまでの間の管理者の氏名又は名称及び住所並びにその管理の開始の年月日 (5) 外国で出生した牛に係る牛肉にあつては、出生から当該牛が輸入されるまでの間の牛の飼養のための施設の所在地及び当該飼養施設における飼養の開始の年月日 (6) 外国で出生した牛に係る牛肉にあつては、出生から当該牛が輸入されるまでの間の牛の管理者の連絡先
生産情報の公表	生産情報を一頭ごとに事実即して公表していること。ただし、いずれの牛から得られた牛肉であるかを識別することが困難であるときは、20頭以内の荷口ごとに事実即して公表していること。

第4条 生産情報公表特定牛肉の表示の基準は、次のとおりとする。

事 項	基 準
表示事項	食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の規定に従うほか、生産情報の公表の方法を表示してあること。ただし、生産情報が、小売販売業者以外の販売業者にあつては、容器若しくは包装の見やすい個所、送り状又は納品書等に、小売販売業者にあつては、容器若しくは包装の見やすい個所又は牛肉に近接した掲示その他見やすい場所に事実即して表示されている場合には、省略することができる。

(生産情報公表特定牛肉の規格)

第3条 生産情報公表特定牛肉の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。

事 項	基 準
生産情報の記録及び保管	生産情報のうち、次に掲げるものを正確に記録し、かつ、その記録を保管していること。ただし、認証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理者が外注管理（生産行程の管理の一部を外部の者に委託して行わせていることをいう。）をしていない肉用子牛の生産者から家畜市場を通じて購入した肉用子牛のうち、当該生産者が給餌した飼料の名称並びに使用した動物用医薬品の薬効別分類及び名称が記録され、かつ、保管されているものにあつては、(1)及び(2)の生産情報を有するものとみなす。 (1)～(6) (略)
生産情報の公表	(略)

第4条 (略)

表示の方法	食品表示基準の規定に従うほか、名称及び生産情報の公表の方法の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) 名称 その内容を表す一般的な名称に近接して「生産情報公表牛肉」と記載すること。 (2) 生産情報の公表の方法 ファックス番号、ホームページアドレス等生産情報を入手するために必要な連絡先を、小売販売業者以外の販売業者にあつては、容器若しくは包装の見やすい個所、送り状又は納品書等に、小売販売業者にあつては、容器若しくは包装の見やすい個所又は牛肉に近接した掲示その他見やすい場所に記載してあること。
表示禁止事項	食品表示基準の規定に従うほか、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第3条及び前条の規定により記録された生産情報並びに生産情報の公表の方法の内容と矛盾する用語を表示していないこと。

(生産情報公表輸入牛肉の規格)

第5条 (略)

第6条 (略)

(生産情報公表輸入牛肉の規格)

第5条 生産情報公表輸入牛肉の生産の方法についての基準は、生産情報を一頭ごとに正確に記録するとともに、その記録を保管し、事実在即して公表していることとする。ただし、いずれの牛から得られた牛肉であるかを識別することが困難であるときは、20頭以内の荷口ごとに事実在即して公表していることとする。

第6条 生産情報公表輸入牛肉の表示の基準は、次のとおりとする。

事 項	基 準
表示事項	食品表示基準の規定に従うほか、次に掲げる事項を表示してあること。ただし、(3)に掲げる事項にあつては、生産情報が、小売販売業者以外の販売業者にあつては、容器若しくは包装の見やすい個所、送り状又は納品書等に、小売販売業者にあつては、容器若しくは包装の見やすい個所又は牛肉に近接した掲示その他見やすい場所に事実在即して表示されている場合には、省略することができる。 (1) 個体識別情報（牛の個体を識別するために必要な番号等をいう。以下同じ。） (2) 前条ただし書の規定により荷口ごとに生産情報を公表している場合にあつては、(1)に掲げる事項に代えて荷口番号（当該荷口を識別するために必要な情報をいう。以下同じ。） (3) 生産情報の公表の方法
表示の方法	食品表示基準の規定に従うほか、名称、個体識別情報又は荷口番号及び生産情報の公表の方法の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) 名称 その内容を表す一般的な名称に近接して「生産情報公表牛肉」と記載すること。

	<p>(2) 個体識別情報又は荷口番号 小売販売業者以外の販売業者にあつては、容器若しくは包装の見やすい個所、送り状又は納品書等に、小売販売業者にあつては、容器若しくは包装の見やすい個所又は牛肉に近接した掲示その他見やすい場所に記載してあること。</p> <p>(3) 生産情報の公表の方法 ファックス番号、ホームページアドレス等生産情報を入手するために必要な連絡先を、小売販売業者以外の販売業者にあつては、容器若しくは包装の見やすい個所、送り状又は納品書等に、小売販売業者にあつては、容器若しくは包装の見やすい個所又は牛肉に近接した掲示その他見やすい場所に記載してあること。</p>
表示禁止事項	食品表示基準の規定に従うほか、表示事項の項に規定する事項及び前条の規定により公表された生産情報の内容と矛盾する用語を表示していないこと。

改 正 後		改 正 前	
<p>（目的） 第1条 （略）</p> <p>（定義） 第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p>		<p>（目的） 第1条 この規格は、生産情報公表豚肉の生産の方法についての基準等を定めることを目的とする。</p> <p>（定義） 第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p>	
用 語	定 義	用 語	定 義
生産情報	<p>豚肉の生産に係る次に掲げる情報をいう。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 管理者（豚の所有者その他豚を管理する者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称、住所及び連絡先並びにその管理の開始の年月日（<u>認定生産行程管理者又は認定外国生産行程管理者</u>をいう。以下同じ。）の情報を公表する場合にあっては、当該<u>認定生産行程管理者又は認定外国生産行程管理者</u>の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに管理者の氏名又は名称及び住所並びに管理の開始の年月日）</p> <p>(3)～(7) （略）</p>	生産情報	<p>豚肉の生産に係る次に掲げる情報をいう。</p> <p>(1) 出生の年月日</p> <p>(2) 管理者（豚の所有者その他豚を管理する者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称、住所及び連絡先並びにその管理の開始の年月日（<u>認定生産行程管理者又は外国生産行程管理者</u>をいう。以下同じ。）の情報を公表する場合にあっては、当該<u>認定生産行程管理者</u>の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに管理者の氏名又は名称及び住所並びに管理の開始の年月日）</p> <p>(3) 豚の飼養のための施設の所在地及び当該飼養施設における飼養の開始の年月日</p> <p>(4) とさつの年月日</p> <p>(5) と畜者の氏名又は名称及び連絡先並びに当該豚がとさつされたと畜場の名称及び所在地</p> <p>(6) 管理者が給餌した飼料の名称</p> <p>(7) 管理者が使用した動物用医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される第49条第1項の規定により農林水産大臣が指定する医薬品並びに同法第83条の4第1項又は第83条の5第1項の規定により使用者が遵守すべき基準が定められた医薬品に限る。以下同じ。）の薬効別分類及び名称</p>
生産情報公表豚肉	（略）	生産情報公表豚肉	次条及び第4条の規格に適合する豚肉をいう。
個体識別番号	豚の個体を識別するために必要な番号又は記号で <u>認定生産行程管理者又は認定外国生産行程管理者</u> が豚ごとに定めるものをいう。	個体識別番号	豚の個体を識別するために必要な番号又は記号で <u>認定生産行程管理者</u> が豚ごとに定めるものをいう。
豚群識別番号	同一の生産情報（出生の年月日及び飼養の開始の年月日を除く。）を有する群で当該群に属さない豚が混入しないよう管理されたもの（以下「豚群」という。）を識別するために必要な番号又は記号で <u>認定生産行程管理者又は認</u>	豚群識別番号	同一の生産情報（出生の年月日及び飼養の開始の年月日を除く。）を有する群で当該群に属さない豚が混入しないよう管理されたもの（以下「豚群」という。）を識別するために必要な番号又は記号で <u>認定生産行程管理者</u> が豚群

証外国生産行程管理者が豚群ごとに定めるものをいう。

2 (略)

(生産情報公表豚肉の規格)

第3条 生産情報公表豚肉の生産の方法についての基準は、生産情報を一頭ごと又は一豚群ごとに正確に記録するとともに、その記録を保管し、事実即して公表していることとする。ただし、いずれの豚(豚群を含む。)から得られた豚肉であるかを識別することが困難である場合は、同一の認定生産行程管理者又は認定外国生産行程管理者の荷口ごとに事実即して公表することができる。

第4条 (略)

ごとに定めるものをいう。

2 前項の表生産情報の項(7)の薬効別分類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 麻酔剤
- (2) 催眠鎮静剤
- (3) 解熱鎮痛消炎剤
- (4) 鎮痙剤
- (5) 自律神経剤
- (6) 強心剤
- (7) 鎮咳きよ痰剤
- (8) 利尿剤
- (9) (6)から(8)までに掲げる薬剤以外の循環器系用剤、呼吸器系用剤及び泌尿器系用剤
- (10) 整胃腸剤(止瀉、吸着、消泡剤を含む。)
- (11) ホルモン剤
- (12) 子宮収縮剤
- (13) サルファ剤
- (14) 合成抗菌剤
- (15) 抗原虫剤
- (16) 抗生物質製剤
- (17) 内寄生虫駆除剤
- (18) (13)から(17)までに掲げる薬剤以外の寄生性皮膚疾患用剤
- (19) ワクチン
- (20) 抗血清
- (21) (19)及び(20)に掲げる薬剤以外の生物学的製剤
- (22) (1)から(21)までに掲げる薬剤以外のその他の薬剤

(生産情報公表豚肉の規格)

第3条 生産情報公表豚肉の生産の方法についての基準は、生産情報を一頭ごと又は一豚群ごとに正確に記録するとともに、その記録を保管し、事実即して公表していることとする。ただし、いずれの豚(豚群を含む。)から得られた豚肉であるかを識別することが困難である場合は、同一の認定生産行程管理者の荷口ごとに事実即して公表することができる。

第4条 生産情報公表豚肉の表示の基準は、次のとおりとする。

事 項	基 準
表示事項	食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)の規定に従うほか、次に掲げる事項を表示してあること。ただし、(3)に掲げる事項にあつては、生産情報が、小売販売業者以外の販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい個所、送り状又は納品書等に、小売販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい個所又は豚肉に近接した掲示その他見やすい場所に事実即して表示されている場合には、省略することができる。

	<p>(1) 個体識別番号又は豚群識別番号</p> <p>(2) 前条ただし書の規定により荷口ごとに生産情報を公表している場合にあつては、個体識別番号又は豚群識別番号に代えて荷口番号（当該荷口を識別するために必要な番号又は記号をいう。以下同じ。）</p> <p>(3) 生産情報の公表の方法</p>
表示の方法	<p>食品表示基準の規定に従うほか、名称、個体識別番号、荷口番号又は豚群識別番号及び生産情報の公表の方法の表示は、次に規定する方法により行われていること。</p> <p>(1) 名称 その内容を表す一般的な名称に近接して「生産情報公表豚肉」と記載すること。</p> <p>(2) 個体識別番号、荷口番号又は豚群識別番号 小売販売業者以外の販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい個所、送り状又は納品書等に、小売販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい個所又は豚肉に近接した掲示その他見やすい場所に記載してあること。</p> <p>(3) 生産情報の公表の方法 ファックス番号、ホームページアドレス等生産情報を入手するために必要な連絡先を、小売販売業者以外の販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい個所、送り状又は納品書等に、小売販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい個所又は豚肉に近接した掲示その他見やすい場所に記載してあること。</p>
表示禁止事項	<p>食品表示基準の規定に従うほか、表示事項の項に規定する事項及び前条の規定により公表された生産情報の内容と矛盾する用語を表示していないこと。</p>

改 正 後		改 正 前	
<p>（目的） 第1条（略）</p> <p>（定義） 第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p>		<p>（目的） 第1条 この規格は、生産情報公表農産物の生産の方法についての基準等を定めることを目的とする。</p> <p>（定義） 第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p>	
用 語	定 義	用 語	定 義
生産情報	<p>農産物の生産に係る次に掲げる情報をいう。</p> <p>(1) 生産者（ほ場及び栽培施設（以下「ほ場等」という。）における栽培管理を行う者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称、住所及び連絡先（<u>認証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理者の情報を公表する場合には、当該認証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに生産者の氏名又は名称及び住所</u>）</p> <p>(2)～(8)（略）</p>	<p>生産情報</p> <p>農産物の生産に係る次に掲げる情報をいう。</p> <p>(1) 生産者（ほ場及び栽培施設（以下「ほ場等」という。）における栽培管理を行う者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称、住所及び連絡先（<u>認定生産行程管理者（農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号）第14条第2項又は同法第19条の3第2項の規定による認定を受けた生産行程管理者又は外国生産行程管理者をいう。）の情報を公表する場合には、当該認定生産行程管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに生産者の氏名又は名称及び住所</u>）</p> <p>(2) ほ場等の所在地</p> <p>(3) 収穫期間</p> <p>(4) 生産者が使用した農薬（農産物の生産に用いた種苗に使用された農薬を含み、特定農薬（農薬取締法（昭和23年法律第82号）第2条第1項ただし書に規定する特定農薬をいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）の用途別分類、種類及び使用回数（複数のほ場等において生産された農産物に同一の農産物識別番号を付す場合であって、かつ、当該ほ場等において使用された同一種類の農薬の使用回数が異なる場合にあつては、最多使用回数及び最少使用回数）</p> <p>(5) 生産者が使用した特定農薬の用途別分類、種類及び使用回数（複数のほ場等において生産された農産物に同一の農産物識別番号を付す場合であつて、かつ、当該ほ場等において使用された同一種類の特定農薬の使用回数が異なる場合にあつては、最多使用回数及び最少使用回数）</p> <p>(6) 生産者が施用した肥料（土壌改良資材（地力増進法施行令（昭和59年政令第299号）に規定する土壌改良資材をいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）の種類及び施用量（複数のほ場等において生産された農産物に同一の農産物識別番号を付す場合であつて、かつ、当該ほ場等において施用された同一種類の肥料の施用量が異なる場合にあつては、最多施用量及び最少施用量）</p> <p>(7) 生産者が施用した土壌改良資材の種類及び施用量（複数のほ場等において生産された農産物に同一の農産物識別番号を付す場合であつて、かつ、当該ほ場</p>	

生産情報公表農産物	(略)
農産物識別番号	同一の生産情報及び第5条に掲げる情報を有する農産物を識別するために必要な番号又は記号で <u>認証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理者</u> が農産物ごとに定めるものをいう。
化学合成農薬	農薬のうち化学的に合成されたもの（ <u>日本農林規格等に関する法律施行令第17条第1号</u> の農林水産大臣が定める化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材（平成12年7月14日農林水産省告示第1005号）の一に掲げる農薬を除く。）をいう。
化学肥料	(略)
窒素成分量	(略)

(生産情報公表農産物の規格)

第3条 (略)

第4条 (略)

生産情報公表農産物	等において施用された同一種類の土壌改良資材の施用量が異なる場合にあつては、 <u>最多施用量及び最少施用量</u> (8) 生産者が使用又は施用した(4)から(7)までの生産資材以外のものの名称及びその使用又は施用の目的
農産物識別番号	同一の生産情報及び第5条に掲げる情報を有する農産物を識別するために必要な番号又は記号で <u>認定生産行程管理者</u> が農産物ごとに定めるものをいう。
化学合成農薬	農薬のうち化学的に合成されたもの（ <u>農林物資の規格化等に関する法律施行令第10条第1号</u> の農林水産大臣が定める化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材（平成12年7月14日農林水産省告示第1005号）の一に掲げる農薬を除く。）をいう。
化学肥料	肥料のうち化学的に合成されたものをいう。
窒素成分量	生産者が施用した化学肥料に含まれる窒素成分の総量を10アール当たりの量に換算した量をいう。

(生産情報公表農産物の規格)

第3条 生産情報公表農産物の生産の方法についての基準は、生産情報を農産物識別番号ごとに正確に記録するとともに、その記録を保管し、事実在即して公表していることとする。

第4条 生産情報公表農産物の品質に関する表示の基準は、次のとおりとする。

事 項	基 準
表示事項	食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の規定に従うほか、次に掲げる事項を表示してあること。ただし、(2)に掲げる事項にあつては、生産情報が、小売業者以外の販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に、小売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所又は農産物に近接した掲示その他見やすい場所に事実在即して表示されている場合には、省略することができる。 (1) 農産物識別番号 (2) 生産情報の公表の方法
表示の方法	食品表示基準の規定に従うほか、名称、農産物識別番号及び生産情報の公表の方法の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) 名称 その内容を表す一般的な名称に近接して「生産情報公表農産物」と記載すること。 (2) 農産物識別番号 小売業者以外の販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に、小売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所又は農産物に近接した掲示その他見やすい場所に記載してあること。

	(3) 生産情報の公表の方法 ファックス番号、ホームページアドレス等生産情報を入手するために必要な連絡先を、小売業者以外の販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に、小売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所又は農産物に近接した掲示その他見やすい場所に記載してあること。
表示禁止事項	食品表示基準の規定に従うほか、表示事項の項に規定する事項及び前条の規定により公表された生産情報の内容と矛盾する用語を表示していないこと。

(化学合成農薬削減割合等の規格)

第5条 認証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理者は、第3条の公表のほか、次に掲げる情報を公表することができる。

(1)・(2) (略)

(化学合成農薬削減割合等の規格)

第5条 認定生産行程管理者は、第3条の公表のほか、次に掲げる情報を公表することができる。

(1) 次の計算式により計算した化学合成農薬の削減割合（以下「化学合成農薬削減割合」という。）

$$\text{化学合成農薬削減割合} = \left[1 - \frac{A}{B} \right] \times 10$$

A＝農産物に現に使用した化学合成農薬の使用回数

B＝農産物の栽培地の属する地方公共団体（外国の地方公共団体を含む。以下同じ。）の区域において当該農産物に使用される化学合成農薬の平均的な使用回数を考慮して地方公共団体が定める化学合成農薬の使用回数（以下「平均使用回数」という。）

(注) 化学合成農薬削減割合に十分の一未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(2) 次の計算式により計算した化学肥料の削減割合（以下「化学肥料削減割合」という。）

$$\text{化学肥料削減割合} = \left[1 - \frac{C}{D} \right] \times 10$$

C＝農産物に現に施用した化学肥料の窒素成分量

D＝農産物の栽培地の属する地方公共団体の区域において当該農産物に施用される化学肥料の平均的な窒素成分量を考慮して地方公共団体が定める化学肥料の窒素成分量（以下「平均窒素成分量」という。）

(注) 化学肥料削減割合に十分の一未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

2 化学合成農薬削減割合を公表する場合には、当該化学合成農薬の削減割合の計算に用いた平均使用回数及び平均使用回数が定められた地方公共団体の名称を併せて公表しなければならない。

3 化学肥料削減割合を公表する場合には、現に施用した化学肥料の窒素成分量を農産物識別番号ごとに正確に記録し、その記録を保管し、事実即して公表するとともに、当該化学肥料削減割合の計算に用いた平均窒素成分量及び平均窒素成分量が定められた地方公共団体の名称を併せて公表しなければならない。

2・3 (略)

第6条 (略)

第6条 化学合成農薬削減割合及び化学肥料削減割合に関する表示の基準は、次のとおりとする。

事 項	基 準
表示事項	次に掲げる事項のいずれか又はすべてを表示してあること。

	<p>(1) 化学合成農薬削減割合</p> <p>(2) 化学肥料削減割合</p>
表示の方法	<p>化学合成農薬削減割合及び化学肥料削減割合の表示は、次に規定する方法により行われていること。</p> <p>(1) 化学合成農薬削減割合 小売業者以外の販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に、小売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所又は農産物に近接した掲示その他見やすい場所に「化学合成農薬削減割合：○割（対○○平均使用回数比）」と記載すること。 （注）○には整数を、○○には化学合成農薬削減割合の算定に使用した平均使用回数を定めた地方公共団体の名称を記載すること。</p> <p>(2) 化学肥料削減割合 小売業者以外の販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に、小売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所又は農産物に近接した掲示その他見やすい場所に「化学肥料削減割合：○割（対○○平均窒素分量比）」と記載すること。 （注）○には整数を、○○には化学肥料削減割合の算定に使用した平均窒素分量を定めた地方公共団体の名称を記載すること。</p>
表示禁止事項	表示事項の基準に掲げる事項の内容と矛盾する用語を表示していないこと。

改 正 後		改 正 前	
<p>（目的） 第1条（略）</p> <p>（定義） 第2条（略）</p>		<p>（目的） 第1条 この規格は、生産情報公表養殖魚の生産の方法についての基準等を定めることを目的とする。</p> <p>（定義） 第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p>	
用 語	定 義	用 語	定 義
生産情報	<p>養殖魚の生産に係る次に掲げる情報をいう。</p> <p>(1) 養殖業者（養殖魚を管理する者であって、その養殖を業とするものをいう。以下同じ。）の氏名又は名称、住所及び連絡先（<u>認証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理者</u>をいう。以下同じ。）の情報を公表する場合には、当該<u>認証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理者</u>の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに養殖業者の氏名又は名称及び住所）並びにその管理の開始の年月日</p> <p>(2)～(8)（略）</p>	生産情報	<p>養殖魚の生産に係る次に掲げる情報をいう。</p> <p>(1) 養殖業者（養殖魚を管理する者であって、その養殖を業とするものをいう。以下同じ。）の氏名又は名称、住所及び連絡先（<u>認定生産行程管理者（農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号）第14条第2項又は同法第19条の3第2項の規定による認定を受けた生産行程管理者又は外国生産行程管理者</u>をいう。以下同じ。）の情報を公表する場合には、当該<u>認定生産行程管理者</u>の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに養殖業者の氏名又は名称及び住所）並びにその管理の開始の年月日</p> <p>(2) 養殖場の所在地</p> <p>(3) 養殖魚の水揚げの年月日</p> <p>(4) 種苗の種類（天然種苗（自然産卵によりふ化した稚魚等を漁具を用いて採捕した種苗をいう。）又は人工種苗（天然種苗以外の種苗をいう。）の別をいう。以下同じ。）</p> <p>(5) 種苗が漁獲された年月日及び場所（種苗の種類が天然種苗である場合に限る。）</p> <p>(6) 養殖業者が給餌した飼料の名称及び当該飼料の製造業者の氏名又は名称</p> <p>(7) 養殖業者が使用した動物用医薬品（種苗に使用された動物用医薬品を含み、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定められた物質を除く。）の薬効別分類及び名称</p> <p>(8) 養殖に使用された漁網防汚剤（いけすの網に生物が付着することを防ぐ魚類養殖用の資材をいう。）の名称</p>
生産情報公表養殖魚	（略）	生産情報公表養殖魚	次条及び第4条の規格に適合する養殖魚をいう。
識別番号	同一の生産情報を有する養殖魚を識別するために必要な番号又は記号であって、 <u>認証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理者</u> が養殖魚ごとに定	識別番号	同一の生産情報を有する養殖魚を識別するために必要な番号又は記号であって、 <u>認定生産行程管理者</u> が養殖魚ごとに定めるものをいう。

めるものをいう。

(生産情報公表養殖魚の規格)

第3条 (略)

第4条 (略)

(生産情報公表養殖魚の規格)

第3条 生産情報公表養殖魚の生産の方法についての基準は、生産情報を識別番号ごとに正確に記録するとともに、その記録を保管し、事実在即して公表していることとする。

第4条 生産情報公表養殖魚の表示の基準は、次のとおりとする。

事 項	基 準
表示事項	食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の規定に従うほか、次に掲げる事項を表示してあること。ただし、(2)に掲げる事項にあつては、生産情報が、小売業者以外の販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に、小売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所又は養殖魚に近接した掲示その他見やすい場所に事実在即して表示されている場合には、省略することができる。 (1) 識別番号 (2) 生産情報の公表の方法
表示の方法	食品表示基準の規定に従うほか、名称、識別番号及び生産情報の公表の方法の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) 名称 その内容を表す一般的な名称に近接して「生産情報公表養殖魚」と記載すること。 (2) 識別番号 小売業者以外の販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に、小売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所又は養殖魚に近接した掲示その他見やすい場所に記載してあること。 (3) 生産情報の公表の方法 ファックス番号、ホームページアドレス等生産情報を入手するために必要な連絡先を、小売業者以外の販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に、小売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所又は養殖魚に近接した掲示その他見やすい場所に記載してあること。
表示禁止事項	食品表示基準の規定に従うほか、表示事項の項に規定する事項及び前条の規定により公表された生産情報の内容と矛盾する用語を表示していないこと。